

特定個人情報保護評価書 修正箇所一覧

評価書番号	課	保護評価書名	対象箇所	修正前	修正後（新番号法）
7	住民課	国民健康保険	-		
			1-1. ② 事務の概要	<p>国民健康保険法に基づき、被保険者に対し、疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行う。</p> <p>また、国民健康保険事業に証する費用（後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、市町村あつては世帯主から保険料を徴収する。なお、保険料にかえて地方税法の規定による国民健康保険税を課することができる。</p> <p>国民健康保険法、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。</p> <p>①被保険者の資格取得・喪失に関すること ②被保険者証。被保険者資格証明書、高齢受給者証、限度額適用認定証、食事療法・生活療養費減額認定証、限度額適用・食事療養・生活療養費減額認定証、特定疾病受療証の交付・再交付・返還受理に関すること ③保険給付・出産育児一時金・葬祭費の支給に関すること ④他の法令による医療に関する給付調整に関すること ⑤国民健康保険の賦課に関すること ⑥国民健康保険の徴収に関すること</p>	<p>市町村は、地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>1 住民の異動届（転入、転出、社加、社離等）、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。</p> <p>2 国民健康保険の被保険者である世帯主及び擬制（みなし）世帯主に対し、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額を合算し、国民健康保険税額（年税額）を賦課する。また、非自発的失業者に係る申告書や減免申請書等により、保険税の軽減及び減免を行う。</p> <p>3 銀行等から口座振替、年金からの特別徴収、納付書での納付による徴収を行い、滞納者に対して滞納整理業務を行う。</p> <p>4 世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定し、高齢者受給証を発行する。</p> <p>5 世帯主からの国民健康保険における、一部負担金減額申請書等から、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行う。</p> <p>6 被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者を被保険者として、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、保険給付を行う。</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、市町村は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <p>被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を次期国保総合システムおよび国保情報集約システム（以下「国保総合（国保集約）システム」という。）と連携する。</p> <p>オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等を行う。保険給付費支給時の公金受取口座情報照会・取得を行う。</p> <p>公金受取口座登録制度に基づく保険給付・還付の公金受取口座への振込（被保険者が公金受取口座の利用を希望する場合に限り、情報提供ネットワークシステムに接続して口座情報登録・連携システム（デジタル庁）から被保険者の公金受取口座情報を照会、取得し、公金受取口座への振込を実施）を行う。</p>
			1-1. ③ システムの名称	<p>国民健康保険システム 統合宛名システム 中間サーバ・ソフトウェア</p>	<p>1 国民健康保険（資格）システム 2 被保険者マスタ作成システム 3 国民健康保険（賦課）システム 4 特別徴収管理システム 5 収納消込システム 6 団体内統合宛名システム 7 中間サーバー 8 国保総合（国保集約）システム（※）</p> <p>※国保総合（国保集約）システムは、国保連合会に設置される国保総合（国保集約）システムサーバー群と、市町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>
			1-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び同法別表第一の30項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） 番号法第9条第1項 別表の24、44の項
			1-4. ② 法令上の根拠	<p>・個人情報の保護に関する法律第23条 ・地方居税法第20条の11 ・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び同法別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 1～5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、78、80、87、88、93、106、109、110、120 （別表第二における情報照会の根拠） 17、27、42～45、62、82</p>	<p>番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び同号に基づく主務省令第2条の表 （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠） 2、3、6、13、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項 （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠） 48、69、70、71、160の項</p>
			1-5. ② 所属長の役職名	課長	住民課長
1-7 請求先	住民課	〒969-3593 福島県河沼郡湯川村大字清水田字長瀬18番地 湯川村総務課政策財務係 電話0241-27-8800			

特定個人情報保護評価書 修正箇所一覧

評価書番号	課	保護評価書名	対象箇所	修正前	修正後（新番号法）
			I-8 連絡先	福島県河沼郡湯川村大字清水田字長瀬18番地 湯川村役場住民課	〒969-3593 福島県河沼郡湯川村大字清水田字長瀬18番地 湯川村住民課ほけん係 電話0241-27-8830
			II しきい値判断項目 1.対象人数及び 2.取扱者数	平成31年1月31日 時点	令和7年12月1日 時点
			IV-8 人手を介在させる作業 (人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か)		十分である
			IV-8 人手を介在させる作業 (判断の根拠)		人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 特定個人情報を含む書類は、施錠できる書庫に保管することを徹底する。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。
			IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
			IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策 (判断の根拠)		・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護 等を行うルールを周知徹底している。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。